

# 北本市自治基本条例素案

(懇話会意見併記版)

平成20年7月4日現在

北本市自治基本条例制定研究懇話会  
2008年(平成20年) 月

## 0（前文）

北本市は、埼玉県ほぼ中央に位置し、縄文時代に先人が居を構え、大宮台地に位置する恵まれた環境のもと、緑豊かな自然をはぐくみ、長い歴史のときを刻んで、今日に至っています。

新しい世紀を向かえ、地方自治の在りようは変わり、これまでの中央集権型の行政運営から、地方分権型の行政経営へと移行されました。また、近年の地方行政を取り巻く情勢は、少子高齢化、高度情報化社会、環境問題への対応、国と地方の財政構造の再編等、大きな転換期を迎えています。今後、地方公共団体は、時代の変化に対応した地域社会の創造が求められています。

そのため、市民、市議会、市長及び市職員それぞれの責務を明らかにし、情報を共有しながら、市民と行政の協働による個性豊かな、自立した北本市を構築するとともに、すべての市民一人ひとりが個人として尊重され、住みやすさと幸せを感じて生活できる、「緑にかこまれた健康な文化都市」を北本市の将来都市像とし、次世代に引き継いで行くことが必要です。即ち、これからのまちづくりは、私たち市民が主役となり、市民から信託を受けた市長及び市議会と協力して、諸課題を解決していかねばなりません。

私たちは、これら北本市における自治の基本理念のもとに、自治のさらなる進展を図るべく、ここに「北本市自治基本条例」を制定します。

## 1（目的）

この条例は、誰もが安心して生活できるまちを実現するため、まちづくりに関する基本的な事項を定め、自治の主役である市民の権利と責務、市議会と執行機関の責務を明らかにするとともに、市民自らがまちづくりに参画し、議会、行政と協働して住民自治を実現することを目的とする。

### 【条文作成の背景】

この条例の目的は、市民、議会、執行機関がそれぞれの役割を担い、協働して「自治を実現」し、そのもとに「まちを実現」することにあります。

私たちが市民ワークショップで議論した理想の北本市は、「老若男女、障害を持った人、全ての人が終の棲家として安心して暮らせるまち」でした。そのため、「まちの実現」については、「誰もが安心して生活できるまち」という表現にしました。

懇話会の当初の案では、「市民、議会、執行機関」の部分を「市民と、市議会、市の執行機関である市長及び市職員」としていました。それは市の職員は市長の補助機関であるものの、その責任を自覚してもらい、職員一人ひとりがしっかりと役割を担って欲しいという市民の思いによるものです。

この条文から職員の責務という直接的な表現は消えましたが、単独の項目として職員の責務を規定することとしました。

## 2（条例の位置付け）

この条例は、市政運営における最高規範であり、他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例を最大限に尊重しなければならない。

### 【条文作成の背景】

この条例は、北本市の自治に関する基本的事項を定める条例であり、この条例の理念のもとに市政が運営されるべきであるという考えから、条例には上下関係はないものの、この項目でこの条例を市の最高規範として定義することにより、この条例の理念が他の全ての条例、規則に反映される形にしました。

懇話会では、この条例を中心に他の条例がツリーの形で位置付けられる構造で整理されるべきであると考えています。

## 3（定義）

定義については、全ての条文案ができてから整理する。

## 4（基本原則）

- 1 市民及び市は、それぞれの役割を踏まえ、協働してまちづくりを進めるものとする。（協働の原則）
- 2 市民は主体的に市政に参加するものとする。（参加の原則1）
- 3 市は市民の市政への参画の機会を保障し、市民の意思を市政に反映させるものとする。（参加の原則2）
- 4 市民、市議会及び執行機関は、それぞれが持つまちづくりに関する情報を共有するものとする。（情報共有の原則）

### 【条文作成の背景】

基本理念を前文の中で明らかにしたうえで、基本原則を一つの項目としてここに規定しました。

条例の制定目的を「市民自らがまちづくりに参画し、市議会、執行機関等と協働して、住民自治を実現し、誰もが安心して生活できるまちの実現を図る」としましたが、協働、参画を進めるためには、市民と議会、執行機関のそれぞれが持つ情報を共有することが前提条件であると考え、自治の基本原則を、「協働の原則」、「参加の原則」、「情報共有の原則」の3原則として整理しました。

懇話会の基本的な考え方として、協働のまちづくりを進めるためには、市民が市政へのあらゆる過程に参画することが理想形であると考えましたが、市民が市政のあらゆる過程に参加することは難しいため、「参画の機会を保障」し、「市民の意思を姿勢に反映させる」という表現にしました。

## 5（市民の権利と責務）

- 1 市民は、市政に関する情報を知る権利及び市政に参画する権利を有する。
- 2 市民は、行政サービスを等しく受ける権利を有する。
- 3 市民は、納税の義務及び行政サービスに伴う使用料等を負担する義務を果たさなければならない。
- 4 市民は、まちづくりの主体であることを認識し、積極的にまちづくりに参画するとともに、住民相互の連携に努めるものとする。

### 【条文作成の背景】

市民が持つ基本的な権利として、「市政に関する情報を知る権利」、「市政に参画する権利」と「行政サービスを等しく受ける権利」を規定しました。市民が行政と協働してまちづくりを進める前提条件として、行政側から市民への市政に関する情報提供と市民の積極的な市政への参画が不可欠であることから、これを「市民の権利」の第1番目に位置付けました。

一方、市民の責務については、納税の義務は憲法にも国民の義務として位置づけられてはいますが、税は市の財務の根幹を支えるものであり、また、市民の行政サービス享受の対価として守られるべき義務であることから、あえてこの条例にも規定することにしました。

その他、市民ワークショップでは、市民の責務として、自治会や地域コミュニティ活動への参加を市民の義務として規定すべきであるという意見も出ましたが、「まちづくり」の根幹は、自治会や地域コミュニティ活動を含めた「地域活動」にあって、市民が主体となって「まちづくり」を進めるためには「地域活動」への積極的な市民参加が必要であるため、自治会や地域コミュニティ活動への参加を「住民相互の連携」という表現にして、そこへの参画を市民の努力義務として定義しました。

また、「まちづくり」への参画にあたっては、自らの発言と行動に責任をもつべきであるという意見も出されました。

## 6（事業者の責務）

事業者は、住環境に配慮し、地域社会との調和を図り、市民が安心して住めるまちづくりに寄与するよう努めるものとする。

### 【条文作成の背景】

懇話会では、事業者も市民として定義し、市民と同様の責務を有することとしたほか、圏央道や上尾道路等の整備に伴う民間開発により発生する新たな環境問題や、新規に市内出店する事業者の行為による生活環境の変化等に対応するため、事業者に対し、地域社会への貢献活動や従来の生活環境を守るべき責務を課す規定を盛り込む必要があると考えました。これは、別に開発を規制する条例等を定める際に根拠となる条文になると思われる。

また、懇話会の議論の中では、事業者が市内に進出してきて新たに環境等の問題を引き起こす事例だけを捉えるのではなく、実際に、既存の事業者が地域への社会貢献活動を積極的に行っている事例があることも視野に入れておく必要があるという意見も出されました。

## 7（議会の責務）

- 1 議会は、意思決定機関として、市民の意思が市政の運営に反映されるよう活動しなければならない。
- 2 議会は、議会活動に関する情報を市民にわかりやすく説明する機会を設けるように努めるものとする。

### 【条文作成の背景】

懇話会では、議会で決まったことが同時に市民全員の合意になることが必要であるという考え方から、それを実現させるために、議会の責務と議員の責務を規定することにしました。

議会への要望として、「より一層のチェック機能の強化」、「議論の過程の明確化」、「議員個人の力量の向上」等の意見が出され、委員共通の意見としては、「市民の思いを正しく反映させる議会であって欲しい。」ということでした。

情報公開の視点では、本会議討論の状況をリアルタイムに動画で公開していることは大変良いことであり、他に議会が保有している情報等についても、より積極的に公開していく必要があると考えました。

また、北海道栗山町や伊賀市等で既に制定されている「議会基本条例」についても調査・研究し、本市においても条例を制定することが望ましいという意見が出されました。

## 8（議員の責務）

市議会議員は、市民の信託に応え公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

### 【条文作成の背景】

議会全体の機能としての責務とは別に、議員としての責務も位置づけることにしました。

## 9（市長の責務）

- 1 市長は、第4条の基本原則にのっとり、この条例の目的の達成のために必要な施策を講じなければならない。
- 2 市長は、市政の代表者として市民の信託に応え、公平、公正かつ誠実に市政を執行しなければならない。
- 3 市長は、市民に分かりやすい簡素で効率的かつ機能的な組織を構築し、常に最小の経費で十分なサービスが提供できる市政運営に努めなければならない。
- 4 市長は、職員を適切に指揮監督し、常に職員の能力や知識の向上に取り組むよう努めなければならない。

### 【条文作成の背景】

この項目では、市長の責務として、この条例の目的を達成するために必要な施策を講じること、市の代表者であることを認識して市政執行にあたること、民間企業と同様に、最小の経費で最大の効果をあげるよう努力すること、補助機関である職員を適正に指揮監督するとともに、職員が能力や知識の向上に取り組むよう指導すること等を規定しました。

また、市長以外の執行機関についても市長と同様の責務を負うことを別項目として位置づけました。

ここで規定したもののほか、選挙公約の提示・説明及びその実現に努めること、まちの独自性を打ち出すよう努めること等も市長の責務として考え取り組んで欲しいという意見が出されました。

また、市民ニーズに応えるため、直近の課題への対応はもとより、長期的な視点で市の将来を見据えた政策に取り組むこと等も重要であるという意見も出されましたが、長期的視点でまちづくりに取り組むことは、総合計画等の項目に執行機関の責務として位置づけることとしました。

## 10（他の執行機関の責務）

市長を除く執行機関は、その職務に応じて市長と同様の責務を負い、市長及び他の執行機関と協力して市政の運営にあたらなければならない。

### 【条文作成の背景】

教育委員会や選挙管理委員会、農業委員会など、市長以外の執行機関についても市長と同様の責務を負うことを別項目を設けて位置づけました。

## 1 1 ( 職員の責務 )

- 1 職員は、全体の奉仕者として、常に研鑽に努めるとともに、自ら積極的に市民と連携し、まちづくりに取り組まなければならない。
- 2 職員は、職務の執行にあたっては、職員の相互の連携を深め、協力し、公正かつ能率的に行わなければならない。

### 【条文作成の背景】

憲法第15条第2項で「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」、また、地方公務員法第30条では「全て公務員は、全体の奉仕者として勤務」すべきことが規定されています。

懇話会では、市の職員は自ら必要な知識の習得と向上に努め、最新の情報を収集して、的確な判断を行うとともに、常に市民の立場にたった行動が求められること。また、配属された課の職員という意識ではなく、北本市の職員であるという意識を持ち、職員相互が連携・協力してまちづくりに取り組むこと。さらに、市民への対応や事案の判断基準等に際しては、その時代、個別状況に即して柔軟な対応が求められることなどを議論しました。これらの意見を2つの項目に整理し、職員の責務として規定しました。

職員はまず、自分が北北市民であるということを自覚し、それぞれがより良いまちづくりのために積極的に職務に取り組んで欲しいというのが懇話会の総意です。

## 1 2 ( 総合計画等 )

執行機関は、この条例の基本理念に沿って、総合的かつ計画的な市政運営を図るための基本構想及びこれを実現するための計画(以下「総合計画」という。)を策定し、総合計画に基づく市政運営を行わなければならない。

### 【条文作成の背景】

地方自治法第2条第4項で、市町村は総合構想の作成を義務付けられています。この項目は、執行機関がその総合構想を実現するための計画を策定し、それに基づいた行政運営を行うことを義務として規定しています。

## 1 3 ( 行政評価 )

- 1 市は、効率的かつ効果的な市政運営を行うため、客観的な行政評価を実施し、その結果を政策の決定、予算編成及び総合計画の進行管理に反映させるよう努めなければならない。
- 2 市は、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表するとともに、市民が意見を述べる機会を設けなければならない。
- 3 前項に規定する行政評価に関し、必要な事項は、別に条例で定める。

### 【条文作成の背景】

懇話会では、行政評価を実施する目的は、「説明責任が果たされる行政の実現」、「効率的で質の高い行政の実現」、「市民の視点に立った成果重視の行政の実現」にあると考えました。市民等が参加する客観的な行政評価を実施し、その評価結果を広く市民に公表するとともに、さらにその評価結果についても市民から意見を聴取する機会を設けることにより、事業の改善に生かされる仕組みが確立するものと考えました。

行政評価の実施にあたり、その運用方法等必要な事項を定める「行政評価条例」を整備する必要があると考え、その制定についても規定しました。

## 1 4 ( 行政手続 )

執行機関は、行政運営における行政処分その他の手続について、別に条例で定めるところにより、公正の確保と透明性の向上及び市民の権利利益の保護に努めなければならない。

### 【条文作成の背景】

当市では既に北本市行政手続条例を制定し、市が行う仕事のうち、各種申請、不利益処分、行政指導、届出についてのルールを示し、行政運営の公正、透明性の向上と、市民の権利利益の保護に努めています。

そのため、この項目は、将来に渡ってこの行政手続条例の精神を担保するための規定としました。

## 1 5 ( 健全な財政運営 )

- 1 市長は、中長期的な財政見通しのもとに、財源の効果的かつ効率的な活用を図り、健全な財政運営に努めなければならない。
- 2 市長は、自立した市政運営の推進に向けて、常に財源確保に努めなければならない。

### 【条文作成の背景】

この項目以降では、限られた財源の中で、多様な行政サービスの提供を確保するために、関係する財政運営の原則等について規定しました。

現在、地方分権が進む中で自治体経営（経営的行財政運営）の必要性が叫ばれていることから、地域資源の有効活用や企業誘致の推進による税及び雇用の確保等、自主財源の確保を市長の努力義務として位置づけました。

また、財政をより効果的、効率的に運営する視点としては、受益者負担の原則により不公平感の解消を図ること、費用対効果を追求し、真に必要なものだけに財源を集中させること、NPO 等に代表される市民活動団体との協働による運営等を進めること等が考えられますが、条文には、「中長期的な財政見通しのもとに健全な財政運営を行う」ことを市の努力義務として位置づけました。

## 1 6 ( 財産管理の原則 )

市長は、市が保有する財産の適正な管理及び効率的な運用に努めなければならない。

### 【条文作成の背景】

財産管理については、厳しい財政運営が迫られる中、道路、公園等の都市施設や学校、公民館等の公共施設の管理・運営について、計画性を持ち適正に管理すると共に、経済的視点を踏まえた施設運営を行うことを市長の努力義務としました。



## 17（財政状況等の公表）

市長は、財政の計画及び執行状況及び財産の保有状況等を分りやすく公表するよう努めなければならない。

### 【条文作成の背景】

懇話会の中の議論では、健全な財政運営を行うためには、市民が何らかの形で予算に関わる機会を設ける必要があるという意見が多く出ました。そのため、財政計画、執行状況及び財産の保有状況等を分かりやすく市民に公表することを市の努力義務として規定しました。

ニセコ町の市民向けの予算説明書「もっと知りたい今年の仕事」を全戸配布している事例や我孫子市ではホームページにおいて予算査定段階ごとの公表等を行っていることから、これら先進事例を調査・研究し、北本市でも導入を検討すべきです。

## 18（情報の公開と共有）

- 1 市は、別に条例で定めるところにより、市民の知る権利を保障し、保有する情報を公開しなければならない。
- 2 市は、参画及び協働によるまちづくりを推進するために、積極的に情報を発信し、市民と市とが保有する情報の共有に努めなければならない。

### 【条文作成の背景】

市民の市政への参画を推進するためには、その前提条件として、まず、行政情報の公開と市民、議会、行政それぞれが持つ情報の共有が不可欠であると考え、この「情報の公開と共有」の項目を自治の仕組みの章の第1番目に位置づけることにしました。

当市では、既に北本市情報公開条例が整備されているため、情報公開の部分は、市民の知る権利を保障し、保有する情報を公開しなければならないことを規定して、その具体的なルールは北本市情報公開条例に委任する形としました。

ここで規定している「情報」には、市民の請求に基づいて能動的に「情報公開」するものと、よりよいまちづくりを進めるためにそれぞれが積極的に行うべき「情報発信」とがあります。

市は「市が保有する情報」を公開するだけでなく、「市民が市政参画に必要な情報」を、市民の立場に立って、わかりやすく発信していくことが必要であることを議論しました。

さらに、市は、よりよいまちづくりを進めるために、市民、議会及び行政それぞれが持つ情報を共有するための方策を考える必要があります。

## 19（個人情報保護の保護）

市は、別に条例で定めるところにより、保有する個人情報の開示、訂正、削除又は目的外利用等の中止を請求する権利を保障するとともに、個人の権利及び利益を守るため、個人情報の保護に努めなければならない。

### 【条文作成の背景】

市は積極的な情報発信と適切な情報公開を行う一方、個人が特定される情報は保護しなければなりません。北本市では、既に北本市個人情報保護条例を定めているため、その運用については、個人情報保護条例に委任する形で規定しました。

懇話会の議論の中では、地域で子ども会の名簿を作る際に、学校に情報を照会しても個人情報保護の名目で情報が提供されずに名簿が作れなかった事例や、災害弱者支援のための名簿作成の際にも市から情報が提供されなかったことなど、本来の趣旨とは違った法の解釈により公開されるべき情報が公開されない事例等も発生しているため、今後は、この条例の趣旨に基づいて、個人情報保護条例の見直しを図る必要があるという意見が出されました。

## 2 0 (説明責任)

市は、政策の立案及び実施にあたり、まちづくりに関する制度、施策および情報について、その内容や必要性等を市民に分かりやすく説明しなければならない。

### 【条文作成の背景】

この項目では、執行機関及び議会の説明責任の原則を示しました。

この項目を検討する中で、地域食材供給施設建設に関連した一連の問題についての意見が出されました。この問題が発生した背景には、「執行機関の市民に対する説明が足りなかったためではないか」、「市民への説明責任が果たされていなかったため、問題が起きたのではないか」という意見が多く出ました。「議会に対して説明しただけでは市民に対して説明したことにはならない」というのが懇話会の意見です。

そのため、執行機関及び市議会が政策の立案及び実施の際に、その内容と必要性を市民にわかりやすく説明することを義務として規定しました。

## 2 1 (参画・協働の推進)

- 1 市は、政策の企画立案、実施及び評価の各過程において市民の参加を推進しなければならない。
- 2 市は、協働を推進するにあたり、市民の公益的活動を支援するよう努めるものとする。この場合、市の支援は市民の自主性を損なうものであってはならない。
- 3 市民参加の具体的な進め方及び協働の推進に関する事項については、別に条例で定める。

### 【条文作成の背景】

ここでは、3つの基本原則のうち、参画と協働について定義しました。

参加・協働は、計画段階、実行段階、評価段階の各段階によってそれぞれ方法が違い、また、その方法は多様なものがあるべきで、懇話会でも市民の意見を市政に生かす方策として、市民委員会を組織し、市民の意見を行政に反映させる仕組みを構築する方法や自治会及び地域コミュニティがいかに市政に参画していくか等について議論しました。

また、先に策定された北本市市民と行政との協働推進計画を踏まえて、「市民と市は、対等の立場で共通の目標に向けて応分の責任を持ち、期限を決めて協力する」という協働の理念を確認し、市民参画の必要性についても議論しました。

議論の末に、市民委員会は、市民参加を促進するための組織として、協働推進条例や市民参加推進条例など、この条例のもとに整備される個別条例を検討していく中で、今回の議論を継続して検討すべきものとなりました。

さらに、市内には、自治会が111団体、コミュニティ委員会が8団体あり、相互に連携し、市の全域をカバーしていることから、市民の意見を聞く場としてコミュニティ委員会を活用することが考えられるとの意見も出されましたが、その活用を条文にどのように盛り込んでいくかを考えたとき、やはり、この自治基本条例ではなく、自治基本条例のもとに整備する協働推進条例等に位置づけるべきものであるということになりました。

なお、市民参加に関する細かい規定は、自治基本条例のもとに条例を体系化していく中で、自治会やコミュニティに深く携わっている人達の意見を聞きながら、改めて議論していく中で個別条例として整備していかなければならないこととし、この項目では、協働、参加の基本的な事項のみを規定し、それを実践するための仕組みについては、別条例に委任する形で規定しました。

## 2 2 ( 審議会等 )

執行機関は、審議会等の委員を委嘱しようとするときは、その委員の一部を公募により選任するよう努めなければならない。

### 【 条文作成の背景 】

審議会等の委員の選任基準については、現在、「附属機関等の委員の選任基準に関する要綱」を定め、その第7条で、「市民の意見をより広く反映させるため、委員の一部を公募により選任するよう努めるものとする。」と規定していますが、市民参加を進めるために、必要な事項として自治基本条例にも項目として位置づけることとしました。

## 2 3 ( コミュニティ及び自治会活動等の意義と推進 )

市は、活力のある地域社会の実現に寄与するコミュニティ及び自治会活動等の推進を図るため、必要な施策を講じなければならない。

### 【 条文作成の背景 】

自治会や地域コミュニティの活動は、地域の課題解決等市民生活を営む上で欠かせないものです。

「5 市民の権利と責務」の項目に市民の責務として、この項目で自治会及びコミュニティ活動への参画を盛り込むことも検討しましたが、この項目で市の努力義務として自治会や地域コミュニティ活動の推進を図ることを明記し、その意義を強調することとしました。

自治会組織と地域コミュニティ組織が市内全体をカバーする自治体は、まだそう多くはなく、北本市の特徴の一つになっているということが、自治基本条例の先進地視察等で明らかになりました。

また、参加・協働の項目でも触れましたが、北本市の特性を活用し、自治会組織と地域コミュニティが今後どのように市政に関わってよりよいまちづくりをすすめていくのか、今後、その仕組みについて考えていく必要があります。

コミュニティ活動には、自治会や地域コミュニティ委員会としての地域コミュニティの活動とNPOなどの目的やミッションを共通にしたテーマコミュニティの活動に分類できます。

北本市では、自治会連合会、社会福祉協議会、老人クラブ連合会、PTA連合会、スポーツ少年団、婦人会、農業協同組合、商工会、文化団体連合会、青少年相談員協議会、体育協会、子ども会育成連絡協議会、ロータリークラブ、ボーイスカウト北本団、4Hクラブ、石戸宿城ヶ谷堤桜保存会と8つの地域コミュニティ委員会で北本市コミュニティ協議会が組織されていますが、地域コミュニティ委員会は、コミュニティ協議会での話し合いの中から地域コミュニティ構想が生まれ、その後組織されたものです。

## 2 4 (意見、要望等への対応)

市は、市民による市政への意見、要望等があったときは、その内容について必要な調査を行い、迅速かつ適切な対応をするよう努めなければならない。

### 【条文作成の背景】

この項目では、意見・要望・苦情等への対応の原則を示し、その対応について、行政が最低限市民に担保すべきものを規定しました。

市が市民の意見・情報・知識を幅広く収集することは、市民参画の手段の一つとして、また、多様な意見を考慮して意思決定を行うためにも必要であると考えます。

現在、市長への手紙という形で市政に対する市民の率直な意見を受け付けていますが、市民の意見は、市政運営のための大切な情報として、市民と行政とで共有し、大いに活用すべきものと考えます。

この項目は、行政が市民の意見を単なる苦情処理で終わらせるのではなく、将来に向けて市民と行政とが協働してまちづくりを行うための基本的な取り組み姿勢を確認するものとして定義しました。

## 2 5 (市民意見提出制度)

市は、別に条例で定めるところにより、政策の立案、計画の策定及び条例の制定で重要なものについて市民が市政に参画し、意見を述べることができる機会を保障するため、市民意見提出制度の確立に努めなければならない。

### 【条文作成の背景】

この項目に記載した事項は、市では、既にパブリックコメント制度として実施しているものですが、市政への意見提出権を確立し、重要な案件については、市民からの意見を募集することを市の義務として自治基本条例の中に規定しました。

現在、パブリックコメント制度の運用については、要綱を定めて行っていますが、今後は、条例として定める必要があります。

## 2 6 (住民投票)

- 1 市長は、市政に関し住民の意向を聴くべき重要な案件が生じたときは、議会の議決を経て、住民投票を実施することができる。
- 2 市長は、住民投票を行うときは、住民投票の目的をあらかじめ明らかにし、その結果を尊重するものとする。
- 3 住民投票に参画することができる者の資格その他必要な手続については、それぞれの事案に応じ、別に条例で定める。

### 【条文作成の背景】

市民の手によるまちづくりを推進する上で、市の将来を左右するような「重要な案件」については、市民が直接判断できる手段を担保しておく必要があると考えます。

この項目を議論した際の争点は、市民の権利と議会の役割との関係で、これを考慮した結果、住民投票を実施する際には、「議会の議決を経て」実施する形としました。

懇話会では、その「重要な案件」として、合併に関することを想定して議論しました。

投票人の資格要件等、住民投票に関する詳細については、個別の住民投票条例の中で定めるものとしてしました。

## 2 7 ( 連携及び交流 )

- 1 市は、広域行政の推進及び共通する課題解決のために、国、県及び他の地方公共団体との連携に努めなければならない。
- 2 市民及び市は、様々な分野の活動、交流等を通じて、市外の人々や他の国の人々の知識、意見等をまちづくりに取り入れるよう努めるものとする。

### 【条文作成の背景】

行政運営にあたり、国や県、他市町村との連携は必要に応じて随時行うべきことであり、他の自治体との比較において、参考にすべき事項は積極的に取り入れるべきものと考えます。

北本市だけでは解決ができない行政課題については、近隣自治体や県、国と連携して共通課題を解決することが必要なため、この規定を設けました。

第2項では、緑の保存やゴミ減量に代表される自然・生活等環境問題の視点での取り組みについて、国際社会との交流・連携を図る中で進めていく必要があるという意見や、北本市ではスポーツによる国際交流も行われており、こうしたことを機に国際交流に広がりを持たせることが可能となるのではないかという議論をしました。

これらの意見から、他市の人々や他の国の人々との交流の中から先進事例等を学び、その知恵や意見を北本市のまちづくりに取り入れていくことが必要であることが議論されました。

## 2 8 ( 北本市自治基本条例審議会 )

- 1 市に、北本市自治基本条例審議会（以下「審議会」という。）を置く
- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、この条例に関する事項について調査審議する。

### 【条文作成の背景】

自治基本条例は作って終わりではなく、運用して初めて意味があるものです。そのため、この条例が正しく運用されているかどうかを検証し、さらに、条例の見直しについても検討する組織が必要と考えます。

審議会の形式は、市長の附属機関（諮問機関）とし、この条例の進行管理を行い、委員構成など詳細については別の規則等に委ねることとしました。

また、この審議会がどのような役割を担うべきかについても議論しましたが、チェック機関として条例の適切な運用、見直しの検討を主な役割とし、政策立案、予算編成などの役割については、市民の自発性に委ねるべき事項とし、協働推進に関する条例等の中で、今までの議論を継続して、その仕組み等を含めて検討していくべきこととしました。

次の項目の「条例の検討・見直し」とも関連しますが、条例の進行管理を行い、適宜必要な見直しを行うために、審議会は、少なくとも年1回以上の開催が必要であることが議論され、審議会設置規則には、そのことを規定しておく必要があります。

## 2 9 ( 条例の検討及び見直し )

市は、この条例を社会、経済情勢の変化等に対応させるため、必要に応じ、検証及び見直しを行うものとする。

### 【条文作成の背景】

自治基本条例の進行管理は、自治基本条例推進審議会が行うことになるため、社会、経済情勢等の変化により、条例の見直しが必要になった時に、必要に応じて、見直しを行う規定を設けました。